

## 試験問題

科目名	実施日
民事訴訟法	令和8年3月14日(土)

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。なお、利息、遅延損害金等については、検討しなくてよい。

### 【事実I】

1. Xは、高価な実験装置を用いて種々の科学実験をしている人物である。Yは、Xの友人である。
2. Yは、X方を訪れ、実験装置を使わせてもらうなどしている際、誤って実験装置を壊してしまった。そこで、Xは、修理業者に依頼して、修理費の見積もりを出してもらったところ、修理費として600万円程度を要するであろうとのことであった。Xは、損賠賠償を求めてYと話し合いをしたが、折合いがつかなかったため、Yに対し、不法行為による損害賠償として600万円の支払を求める訴えを〇〇地方裁判所に提起した（以下「本件訴訟」という。）。
3. Yは、本件訴訟において、Xの主張を争ったが、裁判所は、Xの主張どおり、YがXに対して不法行為による損害賠償義務を負い、損害額は600万円であるとの心証を得た。
4. ところで、証拠調べの結果、YからもXからも主張されていなかったが、実はYがXにお詫びとして30万円を交付した事実があったことが判明し、裁判所は、これが債務の一部弁済に当たるとの心証を得た。しかし、裁判所は、証拠調べが終了した段階で、当事者双方に主張の追加訂正等を求めることなく、直ちに口頭弁論を終結し、判決言渡しの期日を指定した。

### 〔設問1〕

【事実I】1から4までを前提として、次の各小問に答えなさい。

- (1) 裁判所は、どのような判決をすべきか。(25点)
- (2) 証拠調べが終了した段階で裁判所が直ちに口頭弁論を終結したのは、適切な措

置であったか。(25点)

**【事実Ⅱ】**

**【事実Ⅰ】** 4に代えて、次の事実があった。

5. XとYは、訴訟外で話し合いをし、YがXに対して400万円を支払うこと、Xは本件訴えを取り下げることがを合意した。そして、Yはその場で直ちにXに400万円を支払った。ところが、Xは、訴えを取り下げない。

[設問2]

**【事実Ⅰ】** 1から3まで及び**【事実Ⅱ】** 5を前提として、次の問いに答えなさい (**【事実Ⅰ】** 4はなかったものとする。)

裁判所は、どのような判決をすべきか。(25点)

**【事実Ⅲ】**

**【事実Ⅰ】** 4及び**【事実Ⅱ】** 5に代えて、次の事実があった。

6. 本件訴訟において、Yは、YがXに対する150万円の貸金債権を有しており、その弁済期は既に到来しているとして、これを自働債権とする相殺を主張していた。しかし裁判所は、Yが主張する貸付けの事実が認定できず、貸金債権が存在するとはいえないとして、相殺の主張を排斥し、Xの請求を認容する判決をし、この判決が確定した。
7. その後、Yは、Xに対する貸付けについて、新たな証拠が見つかったとして、Xに対し、貸金の返還として150万円の支払を求める訴えを〇〇地方裁判所に提起した。

[設問3]

**【事実Ⅰ】** 1から3まで並びに**【事実Ⅲ】** 6及び7を前提として、次の問いに答えなさい (**【事実Ⅰ】** 4及び**【事実Ⅱ】** 5はなかったものとする。)

裁判所は、どのような判決をすべきか。(25点)